



## ひとり親家庭のための給付金制度・貸付制度

### ■高等職業訓練促進給付金・終了支援給付金

#### ①高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父が、対象となる資格を取得するため、6か月以上養成機関等で修業する場合に給付金を支給します。

**支給期間** 修業する期間（上限4年）

**対象となる資格**（准）看護師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保健師、社会福祉士、デジタル分野の民間資格等

**支給額（月額）**

市民税非課税世帯…10万円

市民税課税世帯…7万500円

※いずれも最終12か月間は4万円増額。

**申請方法** 事前に相談のうえ、申請してください。支給が決定した場合は、毎月請求が必要です。

#### ②修了支援給付金

①の受給者が養成課程を修了後に支給（要申請）。

**支給額** 市民税非課税世帯…5万円

市民税課税世帯…2万5千円

### ■高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用するひとり親家庭の母または父に対して、修学や就職を支援するための準備金を貸し付ける制度です。

資格取得後、埼玉県内で就業するなど所定の条件を満たした場合、返還の債務が免除されます。

**貸付額**

入学準備金：50万円以内 就職準備金：20万円以内

**利子** 保証人の有無により異なります。

### ■自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父が、指定対象講座を修了

した場合、費用の一部を支給します。

**指定対象講座**

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等（介護福祉士実務者研修や医療事務等）

**支給額**

費用の60%に相当する額（上限20万円）。専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる場合は、就業年数×20万円（上限80万円）

※支給額が1万2千円を超えない場合は支給されません。また、雇用保険制度から教育訓練給付金の受給ができる場合、上記の額と雇用保険制度からの支給額との差額が支給されます。

**申請方法** 事前に相談のうえ、申請してください。支給の際は、修了後30日以内に申請が必要です。

### ■ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の母または父及び20歳未満の子どもが、高等学校卒業程度認定試験のための対象講座を受講した場合、費用の一部を支給します。

**対象講座**

民間事業者などが実施する文部科学省高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す対策講座

**支給内容** 受講費用の最大60%相当額

○受講修了時給付金

受講費用の40%（上限10万円）

○合格時給付金

受講費用の20%（受講修了時給付金との合計で15万円が上限）

**申請方法** 事前に相談のうえ、申請してください。修了後及び合格後に支給申請をしてください。

- ・養育者（親がいないため、親に代わって子どもを育てている家庭の保護者）と子ども
- ・父（母）に一定の障害がある家庭の母（父）と子ども
- ※「子ども」とは、18歳に達した年度の末日までの方（一定の障害がある場合、20歳未満の方）です。



## ひとり親家庭等医療費支給制度

ひとり親家庭等を対象に、医療費の一部を支給しています。利用には事前の登録が必要ですので、お問い合わせください。

なお、児童扶養手当に準じた所得制限があります。

**対象** 次のいずれかに該当する方

・母子家庭や父子家庭の親と子ども（※）



## 児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」をお忘れなく

現況届は、今後の手当の受給可否を決定する大切なものです。提出がない場合、資格があっても手当を受けることができなくなりますので必ず提出してください。

### ●受付期間

児童扶養手当 8月2日(月)～31日(火)

特別児童扶養手当 8月12日(木)～31日(火)

※詳しくは、8月上旬に送付する通知でご確認ください（届かない場合はご連絡ください）。



## 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に対する国の支援策です。

**支給額** 児童1人につき5万円

**対象** 18歳までの児童を養育する次のいずれかに該当する方

- ①令和3年度の市民税が非課税の方
  - ②新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、今後の収入見込額が非課税相当である方
- ※児童に一定の障害がある場合は、20歳未満までが対象、また給付金の受給後に子どもが産まれた等、養育する児童が増えた場合も追加支給の対象となります。

**支給方法**

- ①令和3年度の市民税が非課税の方
  - ・本年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している方（申請不要）
  - 7月30日に手当の登録口座へ振り込みました。
- ・5月分以降の児童手当または特別児童扶養手当を受給している方（申請不要）

→6月末までに手当が認定された方は、7月30日に手当の登録口座へ振り込みました。7月以降に認定された方は、随時振り込みます。

- ・平成15年4月2日～18年4月1日生まれの児童（高校生）のみを養育している方
- 申請が必要です。
- ・令和3年4月分以降の児童手当を受給している公務員の方
- 申請が必要です。

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、今後の収入見込額が非課税相当である方
- 申請が必要です。

<申請について>

**方法** 申請書及び必要書類を提出

**期間** 令和4年2月28日(月)まで

※詳しくは、☎でご確認ください。



▲QRはこちら



## JR定期乗車券割引制度

児童扶養手当の支給を受けている世帯の方が、JRの「通勤用定期乗車券」を購入する場合に、割引（3割引）が受けられる制度です（学生は学割優先のため、利用できません）。

**用意**

- ①写真（6か月以内に撮影した縦3cm×横2.5cm）
- ②児童扶養手当証書
- ③印鑑
- ④免許証等の本人確認書類



## ひとり親家庭のための相談会

再就職や転職、福祉資金貸付等の相談会です。お気軽にご相談ください。

**日時** 8月13日(金)、16日(月)  
午前9時30分～午後4時30分

**会場** 市役所2階201会議室

**申込** 電話で下記へ

※事前に申し込んだ方を優先します。

★埼玉県北部福祉事務所 ☎22-0140